

令和2年度 東京都立八王子盲学校 いじめ防止基本方針【要約】

令和2年4月1日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」によれば、いじめとは、「当該児童・生徒が、当該児童・生徒と一定の人間関係のある児童・生徒等から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であり、攻撃を受けたことにより、当該児童・生徒が、心身の苦痛を感じているもの」とされている（同 第2条）。

いじめはどの幼児・児童・生徒にも起こりうることを考える。よっていじめ問題の克服のためには、学校生活全般を通じ、幼児・児童・生徒自らが自他の価値を認めながら人と関わることの喜びや大切さに気づき、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった自己有用感を獲得していくことが必要である。そのためには、幼児・児童・生徒の年齢や発達段階を考慮し、計画的に取り組むとともに、地域や保護者に対しても、この取組の重要性についての理解啓発が必要である。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、上記の基本的な考え方に則り、八王子盲学校に在籍する幼児・児童・生徒等の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。八王子盲学校に在籍する幼児・児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、八王子盲学校の複数の教員、心理、福祉に関する専門家等によりいじめの防止等の対策のための組織を置く。委員構成は、管理職、主幹教諭、各学部（科）主任、養護教諭。また関係の深い教職員や寄宿舎指導員、必要に応じて心理や福祉の専門家等を追加する。

(2) 学校サポートチーム

いじめ対策委員会が組織的・計画的に機能しているかを評価し、その結果を踏まえて、どのような新たな取組を行うかの提言を行う。委員構成は、学校運営連絡協議会の協議委員とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・ 幼児・児童・生徒一人一人が大切にされ参加・活躍できる授業づくりに努める。また、授業中の規律を大切にし、はじめのある授業を行う。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動によって幼児・児童・生徒を傷つけたり、他の幼児・児童・生徒によるいじめを助長したりしないよう細心の注意を払う。
- ・ 道徳や総合的な学習の授業で、いじめに関する内容の授業を各学期ごとに実施する。
- ・ 運動会や文化祭などの学校行事、移動教室や修学旅行等の学部行事を通じ、社会体験や交流体験を計画的に用意し、幼児・児童・生徒が自ら気づき学ぶ機会を提供する。

(2) 早期発見のための取組

- ・ ホームルーム活動や休み時間などを通じ、幼児・児童・生徒の些細な変化にも気付けるようにする。また、日常的に幼児・児童・生徒とコミュニケーションを図り、信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。
- ・ 学校評価等の機会を活用し、定期的に、また必要に応じて、アンケート調査、教育相談などを実施し、早期にいじめの兆候を掴むようにする。そして、養護教諭を含め教職員全体で積極的な情報交換を行い情報を共有する。
- ・ サポートチームを活用し、いじめ対策が機能しているかどうかを定期的に点検する。

(3) 早期対応のための取組

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わりをもち安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、すぐに「いじめ対策委員会」に報告し情報を共有する。報告を受けた後は速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。その結果を校長は責任をもって学校の設置者、被害・加害幼児・児童・生徒の保護者に連絡する。

(4) 重大事態への対処

学校は、①いじめにより幼児・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより幼児・児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。そして東京都教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告する。

5 教職員研修計画および保護者、地域・関係機関との連携について

年度の始めにいじめを始めとする幼児・児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を実施する。また、学期の始めにいじめに関する基本的な考え方や未然防止への取組の重要性を確認する。保護者、地域・関係機関との連携は、学校だよりや学部通信などの配布物やPTA等を通じ、学校の基本方針等について理解を求め、いじめ問題の重要性の認識を広め、家庭との緊密な連携協力を図る。

令和2年度学校いじめ対策委員会年間計画

月 日	内 容	月 日	内 容	月 日	内 容
4月22日	活動内容確認	9月16日	定例会	1月20日	定例会
5月20日	定例会	10月21日	定例会	2月17日	定例会
6月17日	定例会	11月18日	定例会	3月10日	1年間のまとめ
7月21日	1学期まとめ	12月16日	2学期まとめ		